

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム寄居桜沢店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南二千九百七十番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稻田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稻田の杜一丁目二番一号

#### ハ 変更年月日

平成二十五年十一月五日

#### 二 届出年月日

平成二十八年六月三十日

#### 三 縦覧期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年十一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課